

〈変動金利型定期預金（複利型）規定〉

1. （預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. （利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日に、当行所定の算定方式によって算出した利率に変更するものとします。

ただし、この預金の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後（満期日自動解約の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第2条第5項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の②乃至⑥の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6ヵ月以上1年未満 約定利率×20%

③ 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×30%

④ 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×40%

⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×50%

⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. （規定等の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月現在)